

官 報
(号 外)

省 令

○ 厚生労働省令 第七十四号

食品衛生法(昭和二十二年法律第二百三十三号)第十条の規定に基づき、食品衛生法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年五月二十八日 厚生労働大臣 長妻 昭

食品衛生法施行規則の一部を改正する省令

食品衛生法施行規則(昭和二十三年厚生省令第二十三号)の一部を次のように改正する。

別表第一中第三百九十三号を第四百三号とし、第三百四十八号から第三百九十二号までを十号ずつ繰り下げ、第三百四十七号を第三百五十五号とし、同号の次に次の二号を加える。

三百五十六 3-メチル-2-ブタノール

三百五十七 2-メチルブチルアルデヒド

別表第一中第三百四十六号を第三百五十三号とし、同号の次に次の一号を加える。

三百五十四 2-メチルピラジン

別表第一中第三百四十五号を第三百五十二号とし、第三百四十四号を第三百五十号とし、同号の次に次の一号を加える。

三百五十一 6-メチルキノリン

別表第一中第三百四十三号を第三百四十九号とし、第三百二十三号から第三百四十二号までを六号ずつ繰り下げ、第三百二十二号を第三百二十七号とし、同号の次に次の一号を加える。

三百二十八 2-ペンタノール(別名 sec-アミルアルコール)

別表第一中第三百二十一号を第三百二十六号とし、第三百八号から第三百二十号までを五号ずつ繰り下げ、第三百七号を第三百十一号とし、同号の次に次の一号を加える。

三百十二 プロピオンアルデヒド

別表第一中第三百六号を第三百十号とし、第二百二十七号から第三百五号までを四号ずつ繰り下げ、第二百二十六号を第二百二十九号とし、同号の次に次の一号を加える。

二百三十 5・6・7・8-テトラヒドロキノキサリン

別表第一中第二百二十五号を第二百二十八号とし、第二百六号から第二百二十四号までを三号ずつ繰り下げ、第二百五号を第二百七号とし、同号の次に次の一号を加える。

二百八 ソルビン酸カルシウム

別表第一中第二百四号を第二百六号とし、第二百三号を第二百五号とし、第二百二号を第二百四号とし、第二百一号を第二百二号とし、同号の次に次の一号を加える。

二百三 ステアロイル乳酸ナトリウム

別表第一中第二百号を第二百一号とし、第五十九号から第百九十九号までを一号ずつ繰り下げ、第五十八号の次に次の一号を加える。

五十九 2-エチルピラジン

附 則

この省令は、公布の日から施行する。